



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 谷口、永原
(電話) 06-6949-6445

令和8年8月12日

阪神バス株式会社の乗合事業に対する 文書警告について

近畿運輸局は、下記の乗合バス事業者に対して調査を実施したところ、法令違反を確認したため、文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所名

阪神バス株式会社（法人番号 1140001072148）
西宮浜営業所（兵庫県西宮市西宮浜3丁目20番地）

2. 違反の概要及び条項

令和8年5月19日（火）、西宮神戸線、東灘区役所前停留所16時23分発において、旅客がバスへの乗車を試みようとしたところ、運転者が車内の十分な状況確認を怠ったことに加え、周囲の旅客に対する協力も求めておらず、公平かつ懇切な取扱いがなされていなかった。

○一般準則（公平かつ懇切な取扱い）違反
（道路運送法第27条第3項違反）
（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項違反）

3. 行政処分等年月日

令和8年8月12日

4. 行政処分等の内容

文書警告

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点
当該事業者につされた累積違反点数 5点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイクブ部会）、兵庫県政記者クラブ